

自転車駐車場 附置義務の概要



神戸市

はじめに

自転車の駐車対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」において、大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者に対し、利用者のために必要な自転車駐車を設置する努力義務やが課せられています。また、同法律では、地方公共団体は条例で、施設設置者に利用者のための駐輪場を設置しなければならない旨を定めることができるとされています。

これに基づき、神戸市では、昭和58年4月に「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」を定め、自転車の安全利用の促進や駐輪対策の総合的促進を図るとともに、近隣商業地域および商業地域において、自転車の利用が多い一定規模以上の小売店舗、銀行・郵便局、遊技場、官公署、スポーツ施設の施設設置者に対し、条例により、自転車駐車場の設置を義務付けています。(附置義務自転車駐車場)

附置義務の対象となる地域

対象となるのは、都市計画法に定めている下記の地域です。

- 近隣商業地域 商業地域

※「特別用途地区(都心機能誘導地区)」のうち、「都心機能高度集積地区」内の建築(新築・増築)については、自転車駐車場の附置義務が免除されます。ただし、容積率緩和を伴う大規模施設の建築については、駐輪場の整備について市と事前に協議が必要です。なお、同地区内では、用途変更により駐輪場の増設が必要となる場合においても、増設分について附置義務を免除します。

「都心機能誘導地区」
については



附置義務の対象となる者

対象者は、施設の設置者(所有者・管理者)です。

賃貸等による建物で営業される場合も、施設の設置者(所有者・管理者)が対象者となります。

附置義務の対象となる行為

対象となるのは、下記のいずれかの行為です。

- 新築 増築 用途変更



附置義務の対象となる施設

施設の用途	施設面積	施設面積に算定されるもの
小売店舗	400㎡超	売場(売場間の通路を除く。)、ショーウインド(階段の壁に設けられたはめ込み式のものを除く。)、ショールーム、承り所、物品加工修理場(顧客からの引受け又は引渡し用の直接供する部分に限る。)その他市長がこれらに類すると認める部分(階段、昇降機、便所及び事務室を除く。)
銀行、郵便局	500㎡超	窓口業務を行う室、待合室、ロビー、商談室、現金自動支払機を設置している室、その他市長がこれらに類すると認める部分のうち、専ら利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)
遊技場	300㎡超	遊技室、景品交換所その他市長がこれらに類すると認める部分のうち、専ら利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)
官公署等	400㎡超	待合室、ロビー、相談室、集会室、客席又は観覧席がある室、実習室、会議室、図書室、資料室、展示室、その他市長がこれらに類すると認める部分のうち、専ら利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)
スポーツ施設	400㎡超	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビー、その他市長がこれらに類すると認める部分のうち、専ら利用者の利用に供する部分(壁又は扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)

(※)銀行とは、銀行法第4条第1項又は信用金庫法第4条の免許を受けた業務を行うための施設をいいます。

(※)遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業を行うための施設をいいます。
(例)麻雀、パチンコ、パチスロ、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機、ゲームセンター、カジノバーなど

(※)官公署等とは、官公署及び図書館その他の規則で定める公共施設をいいます。規則で定める公共施設とは、国又は地方公共団体が設置する図書館、公民館、集会施設その他の多数の利用者の利用が見込まれる施設(美術館、博物館、学校、児童福祉施設、病院その他市長が必要がないと認める施設を除く。)をいいます。

(※)スポーツ施設とは、ホールディング場、体育館、プール、スポーツの練習場、フィットネスクラブ、その他これらに類するものとして市長が認める施設をいいます。



自転車駐車場の必要台数

施設の用途	自転車駐車場の規模
小売店舗、官公署等、スポーツ施設	施設面積20㎡につき1台
銀行、郵便局	施設面積25㎡につき1台
遊技場	施設面積15㎡につき1台

(※)1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(※)混合用途施設(上表の用途が2以上の施設)では、当該用途ごとに算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上の場合は、附置義務の対象になります。

(※)大規模施設の台数緩和措置については、巻末のページをご参照ください。

技術的基準

自転車駐車場の設置場所

自転車駐車場は、当該施設もしくはその敷地内、又はその周辺(当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50m以内である場所)に設置しなければなりません。

(但し、土地利用等の状況を考慮して、これが困難であると市長が認めるときは、当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250m以内である場所とします。)

設置階

自転車駐車場は、施設の上層階その他の利用しにくい位置への設置を避けるなど、利用者の利便に配慮してください。

自転車駐車場以外の部分との区画

自転車駐車場は、それ以外の部分と明確に区画してください。

出入口の視認性

- ①出入口は、利用者が容易に視認できる位置に配置してください。
- ②周辺を通行する方が、出入りする自転車等を容易に視認できるようにしてください。

駐車区画

- ①1台あたりの駐車区画
 - 自転車:幅0.6m以上、奥行き1.9m以上
 - 原付:幅0.8m以上、奥行き1.9m以上(但し、ラック等の場合は別途協議とし、上記基準に準じます。)
- ②区画線等により、駐車区画と場内通路等を明確に区分してください。
- ③縁石、柵等により、自転車等が駐車区画からはみ出さないようにしてください。

通路

- 場内通路:幅1.5m以上
- 場外通路:幅1.5m以上(自転車駐車場出入口~道路)

昇降設備等

自転車駐車場を1階以外に設置する場合、昇降設備等を設置してください。

- 傾斜路:勾配12.5%以下(1/8以下)
- 斜路付階段:勾配25%以下(1/4以下)
- 昇降機(エレベーター、バイコレーター等)

位置及び 利用方法等の 表示

- 自転車駐車場の位置および経路を示す表示板を、施設の出入口など利用者の見やすい場所に設置してください。
- 自転車駐車場内に、下記項目を記載した表示板を設置してください。
 - 設置者又は管理者の連絡先
 - 供用時間
 - 利用方法(駐車方法等)
- 自転車駐車場の出入口付近に、自転車の図記号(日本工業規格Z8210)を設置してください。

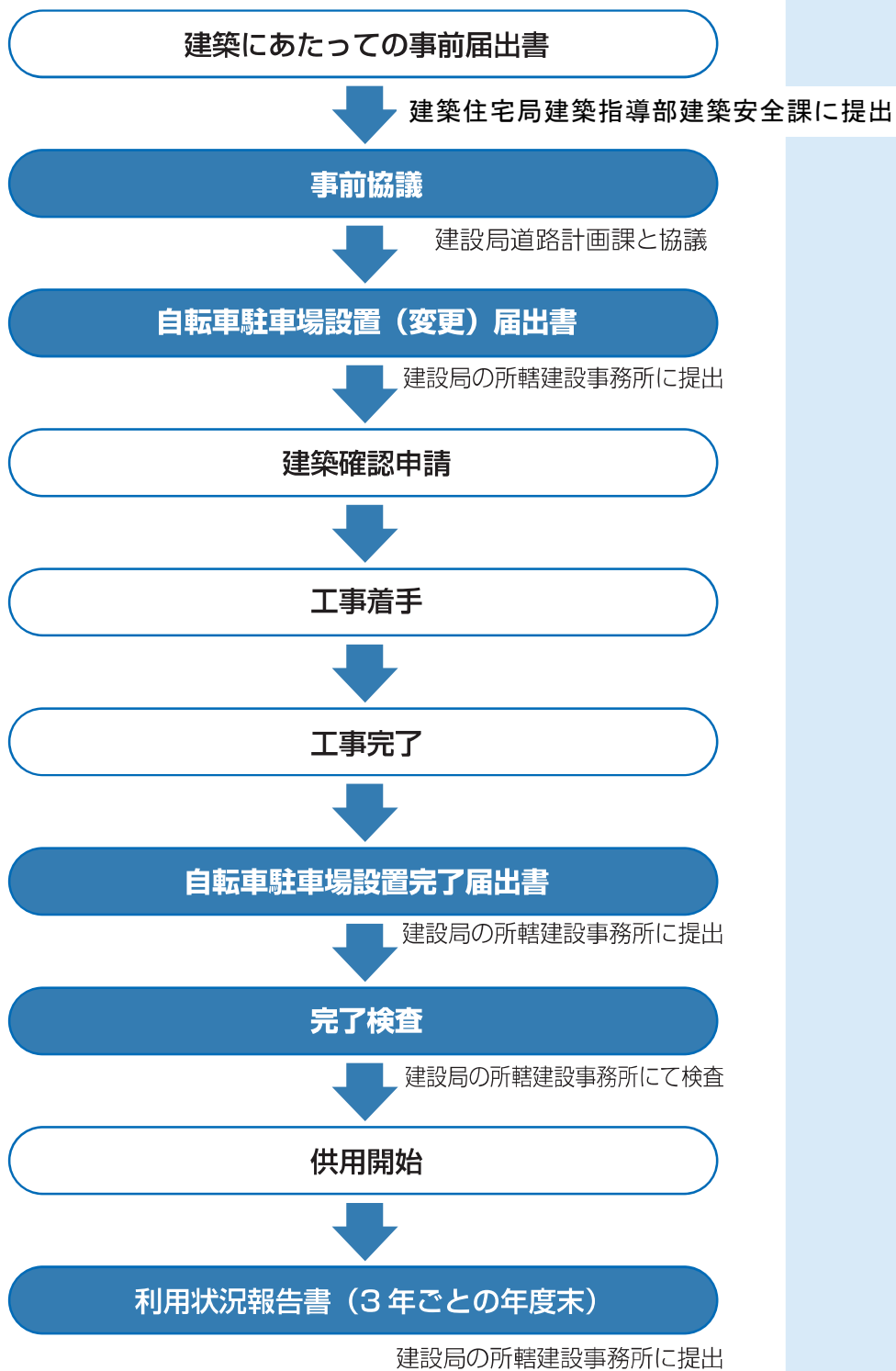


(日本工業規格Z8210)



自転車駐車場の設置の届出手続き

手続きの流れ



添付資料

建設局との事前協議・設置(変更)届出・設置完了届出には、下記資料を添付してください。

- 施設の位置図
- 施設の各階平面図
- 自転車駐車場の位置図
- 自転車駐車場の平面図
- 自転車駐車場の構造図
- 自転車駐車場の規模の算定の根拠となる計算書
- 自転車駐車場の管理方法を記載した書類(事前協議では不要)
- 完成写真(事前協議や設置(変更)届出では不要)

(※)届け出た内容を変更する場合も届出の対象となります。

自転車駐車場の管理

- 附置義務により設置した自転車駐車場の所有者および管理者は、その設置目的に適合するよう管理するとともに、利用促進に努めなければなりません。
- 自転車駐車場の所有者および管理者は、供用開始後3年ごとの年度末に、下記資料を添付した利用状況報告書を提出しなければなりません。
 - 施設の位置図
 - 自転車駐車場の位置図、平面図、構造図
(平面図・構造図は、完成時と同一でない場合のみ必要)
 - 利用状況の実績資料および写真

その他の注意事項

- 立入検査：施設もしくは自転車駐車場の所有者もしくは管理者から、報告もしくは資料の提出を求め、又は立入検査をすることがあります。
- 措置命令：条例の規定に違反した者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずる場合があります。
- 罰 則：条例の規定に違反した者に対して、違反の程度に応じて罰金刑を科すことがあります。

大規模施設の台数緩和

施設の用途	施設面積の区分	自転車駐車場の規模	
		右記以外	その敷地の1/2以上の部分が特定商業地域内にあるもの
官公署等	1,000㎡までの部分	施設面積20㎡につき1台	施設面積20㎡につき1台
	1,000㎡超～5,000㎡までの部分	施設面積100㎡につき1台	左記により算定した台数に3/4を乗じた台数
	5,000㎡超の部分	0台	0台
小売店舗	1,000㎡までの部分	施設面積20㎡につき1台	施設面積20㎡につき1台
	1,000㎡超～5,000㎡までの部分	施設面積40㎡につき1台	左記により算定した台数に3/4を乗じた台数
	5,000㎡超～10,000㎡までの部分	施設面積160㎡につき1台	左記により算定した台数に3/4を乗じた台数
	10,000㎡超の部分	0台	0台
スポーツ施設	1,000㎡までの部分	施設面積20㎡につき1台	施設面積20㎡につき1台
	1,000㎡超～5,000㎡までの部分	施設面積40㎡につき1台	左記により算定した台数に3/4を乗じた台数
	5,000㎡超の部分	0台	0台
銀行、郵便局	1,000㎡までの部分	施設面積25㎡につき1台	施設面積25㎡につき1台
	1,000㎡超～5,000㎡までの部分	施設面積125㎡につき1台	左記により算定した台数に3/4を乗じた台数
	5,000㎡超の部分	0台	0台
遊技場	1,000㎡までの部分	施設面積15㎡につき1台	施設面積15㎡につき1台
	1,000㎡超～5,000㎡までの部分	施設面積15㎡につき1台	左記により算定した台数に3/4を乗じた台数
	5,000㎡超の部分	0台	0台

(※) 上表の特定商業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域であって、容積率600%以上と定められている地域をいいます。

(※) 自転車駐車場の規模の算定に当たって1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

神戸市建設局道路計画課
 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館7階
 TEL (078) 322-6871

神戸市広報印刷物登録
 令和2年度第276号(広報印刷物規格A-1類)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

United Nations • member of the UNESCO
 Educational, Scientific and • Creative Cities Network
 Cultural Organization • since 2008